～法人マーケット開拓に役立つ～　清酒製造業　41

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ
http://www.arice-aip.co.jp　株式会社A.I.P　代表取締役　松本　一成

◆株式会社A.I.P
平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に2法人営業部、19支店、10オフィスを持ち、損害保険約25億円、生命保険約35億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。
【本原稿は同社スタッフ共著、代表執筆者 株式会社A.I.P 仙台支店 支店長 加藤啓昭】

清酒製造業のリスクマネジメント

◇清酒製造業の特徴

経済産業省「工業統計表」によれば平成21年の清酒製造業の製造品出荷額は約4,587億円で、平成17年の約5,127億円と比較して10.5%減少しています。また総務省「家計調査年報（平成22年）」では、1世帯当たりの清酒の年間消費支出額は6,250円と酒類全体に占める割合が14.61%で、ワインや焼酎、発泡酒、チューハイ、ハイボール等に押されその割合は毎年低下しています。50歳代以降のヘビーユーザーの高齢化による消費量の減少や若者のアルコール離れ、焼酎やハイボール等他の種類に消費がシフトする等、日本酒の消費量はこの20年間で半減しているのが現状です。

また清酒製造免許場数（国税庁統計年報書）は平成21年度で1,761社となっており、平成11年度の2,191社と比較して19.6%減少しました。実際に清酒を製造しているのは1,300社程度でそのほとんどは売上高1億円前後の中小企業であり、経営難から廃業に追い込まれる中小蔵元が増えています。

国内の販売不振が続く中、成長が見込まれる海外に活路を見出す動きや、容器サイズの見直しにより価格が手頃な4号瓶サイズ（720ml）の品揃えの拡充や季節限定品等により30～40歳代のユーザー開拓に力を入れる動きもあります。

また街中の酒屋の数が減少する中で、全国各地に商品を届けられるネット通販事業を強化して販路拡大を目指す蔵元も増加しています。

◇リスクマップの例

Ⅰ ①マーケットの縮小
②ヘビーユーザーの高齢化
③従業員の高齢化
Ⅱ ④地震等による設備損害
⑤業務中の第三者賠償（施設・輸送中）
⑥火災・爆発・破裂等による設備損害
⑦重大な労働災害事故
⑧自然災害・事故による長期休業
⑨製品回収及び製造物責任（PL）事故
Ⅲ ⑩競争激化（ビール・ワイン等）
⑪杜氏の確保難（育成難）
⑫原材料価格の高騰
⑬酒造好適米（酒米）の入手難
⑭従業員の退職金財源確保
⑮商品・製品事故（保管中等）

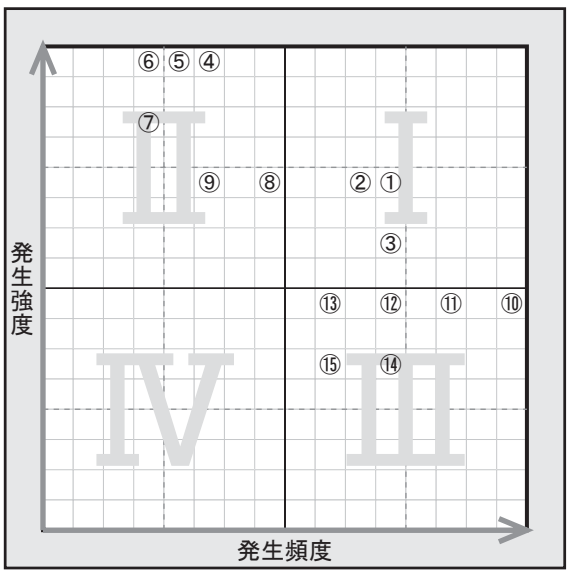

◇清酒製造業の特徴的リスク

若者のアルコール離れや消費スタイルの変化等により①マーケットの縮小や②ヘビーユーザーの高齢化による消費量の減少、さらには価格帯や嗜好の多様化から益々⑩競争激化（ビール・ワイン等）すると考えられます。

また、長年のノウハウを有する③従業員の高齢化は、同時に⑭従業員の退職金の財源確保にも影響を及ぼすと共に、清酒製造業の個性かつ品質を支える⑪杜氏の確保難（育成難）は、存続に関わる問題となる可能性があります。生産設備や貯蔵タンク・倉庫等の固定資産も総資産に占める割合が大きく④地震等や⑥火災・爆発・破裂等による設備損害も想定出来ます。業態として特殊な生産設備や保管施設が多く、⑧自然災害・事故による長期休業が発生した場合には早期復旧が困難となる可能性が高いでしょう。また、それらの事故は⑤業務中の第三者賠償事故（施設・輸送中）の他に⑦重大な労働災害事故を伴う可能性もあり注意が必要です。

⑨製品回収及び製造物責任事故（ＰＬ事故）についても販路の多様性（ネット・海外）からリスクは増大傾向にあります。

自然災害等の影響を受けやすいため、⑫原材料価格の高騰や⑬酒造好適米（酒米）の入手難というリスクも想定が必要です。⑮商品・製品事故（保管中等）については、事故や自然災害の他に温度変化というリスクもあります。

◇清酒製造業の具体的リスク対策

国内マーケットが縮小にある中、日本食ブームが浸透する海外において、日本酒の認知度及び消費量が拡大傾向にあります。

海外向け専用商品の開発やインターネット通販、または女性や若者の生活シーンに合わせた「日本酒の楽しみ方の提案」等が考えられます。ビールやワイン、焼酎等との競争において容量やパッケージの工夫の他、美や健康を意識した商品開発も新たな付加価値となります。

杜氏の高齢化や確保難は清酒製造業の「個性と品質」の継承に影響を与えますので、人材育成や機械化等の対応が急がれます。また機械設備の操作方法の誤り等は爆発や破裂、メンテナンス不足は過熱や漏電による火災事故や機械故障にも発展する可能性がありますので、定期点検やマニュアルの整備、教育・訓練も必要になります。

またこのような事故は設備や商品損害だけではなく事業の中断（長期休養）という事態にも発展します。緊急時の資金調達の他、特殊生産設備の再調達計画や代替生産拠点の確保、情報のバックアップ等の緊急時の事業継続計画の策定は、損失の軽減と早期復旧を可能なものとします。同様に健康被害や異物混入時の製品回収や第三者賠償事故は、信用低下やブランド損失になりますので、リコール（製品回収）手順や食品事故対応マニュアルの整備（運用）も重要なリスク対策と言えます。

◇清酒製造業における保険活用

③従業員の高齢化や⑭従業員の退職金財源の確保という問題は、勤続年数の長期化や賃金水準の上昇に大きな影響を受けます。一度決めた退職金規程は企業側の将来債務となり、時間経過に伴いその必要額が拡大する可能性があるため、養老保険等の活用による計画的積立も検討に値します。これらの対策は改正高年齢雇用安定法による65歳までの定年延長も考慮して検討し、運用することが必要です。

④地震等、⑥火災・爆発・破裂等による設備損害、⑮商品・製品事故（保管中等）については、火災補償等の他、電気・機械的事故や地震の補償特約等、その損失規模を考慮した保険手配が大切です。また⑧自然災害・事故による長期休業に備え、事業の早期復旧を目的とする事業継続計画策定とともに利益（休業）保険等の活用があります。⑤業務中の第三者賠償事故（施設・輸送中）や⑦重大な労働災害事故については、自動車保険の他に、施設賠償責任保険や使用者賠償責任保険等も企業防衛として重要と言えます。⑨製品回収及び製造物責任（ＰＬ）事故について、ネット通販や販路拡大により製品回収リスクが高まることから、生産物賠償責任保険の他に製品回収（リコール）費用保険も検討が必要です。また製品の製造や販売の実態からこれらの保険（補償内容）の国外対応の可否の確認も必要となります。

知ってトクする　－717－

税務情報

個人事業時代からの従業員の退職金

原則、個人事業と法人を区分して支給

Q　私は個人事業を営んで10年たちます。現在、個人事業から法人成りをしようと考えているのですが、法人成りをするに当たって使用人をいったん退職という形をとるということを知人から聞きました。しかし、現時点で8人いる使用人全員の退職金を支払えるほどの余裕資金がなく迷っています。個人事業から法人成りする場合、従業員の退職金は税務上どのように取り扱われますか？

個人事業の所得税の減額更正手続き必要

A　確かに、法人成りする場合には、従業員は個人事業の廃業とともに退職し、新しく設立された法人に就職する形をとることになります。しかし、従業員からしてみると、通常、退職金は勤続年数が長くなればなるほどその算出基準となるべき金額に乗ずべき率は有利なものが適用されるのに、法人成りをしたばかりにいったん退職し、新会社で一からスタートしなければならないのは腑に落ちません。また、事業主も廃業時に使用人全員の退職金を用立てするのは難しいものです。

そういったことなどから、廃業時に退職金の支給を行わず、未払いのまま法人に引き継ぎ、以後従業員の退職のつど個人事業時代の勤続年数と通算して退職金を支給する形をとっているケースが多いようです。

しかし、個人事業主と法人は別人格であり、本来個人事業主が負担すべき退職金を別人格である法人が肩代わりすることになったとしても、退職金についてそれぞれの負担割合に基づいて支給する形をとる必要があります。つまり、個人事業時代と法人時代との勤続期間を通算して支給した場合は、事業主は所轄の税務署長に対して、その事実が生じた日の翌日から2か月以内に、個人事業主が負担すべき退職給与割合の金額を加味した事業所得について更正の請求を行い、最終年分またはその前年分の所得税の減額更正手続きを取らなければなりません。

通算して支給の退職金を損金算入できる特例も

一方、従業員が受け取る退職金は退職所得として所得税の課税対象となります。ここでは個人事業と法人の分を区分することなく退職所得を計算することになります。その計算では、退職所得控除を差し引くことになりますが、個人事業当時から引き続いて勤めてきた場合、その勤続年数をどのように計算するかが問題となります。それについては、法人の退職給与規程等に、個人事業時代を含めた勤続期間によって退職金を計算する旨が定められている場合には、原則として、個人事業当時の勤続年数を通算して勤続年数を計算することができます。

したがって、個人事業と法人の勤続期間を通算して退職金を支払う場合には、法人の退職給与規程で個人事業当時を含めた勤続期間によって計算する旨を記載しておくことが、従業員の退職所得金額計算時のトラブル回避となってきます。

ところで、前述のとおり、個人事業と法人は別人格であるため、本来事業主が負担すべきであった従業員の退職金は原則として法人の損金の額に算入できませんが、税法では、特例として、従業員が法人成り後相当期間を経過して退職した場合には、個人事業主・法人間で勤続期間を通算して支給された退職金の額を損金に算入してもよいことになっています（法人税基本通達9－2－39）。

この場合の相当期間については、一般的には所得税の減額更正ができる期間との関連で5年程度と考えて差し支えないようです。したがって、ご質問者の場合、個人事業の廃業時に退職扱いとせず、法人成りに際して退職給与規程で個人事業と法人の勤続期間を通算することを明記したうえで、従業員にはできるだけ長く、少なくとも5年以上勤めてもらうよう魅力ある企業に育てていくことが経営者としての課題となってきましょう。